

空き店舗を活用し新規開業する事業主の皆様へ

中心商店街等における空き店舗を活用して新規開業を行う方に対して、開業に伴う経費の一部を助成します。

商業等活性化事業（中心商店街等空き店舗利用促進事業）

1. 中心商店街等空き店舗利用促進事業補助金

(1) 補助対象者

中心商店街等において空き店舗を活用し、新規開業する個人、法人、団体等

(2) 補助対象となる業種及び助成額

補助対象者の業種	補助率	補助金の上限額	補助限度額
小売商業、サービス業等を行う者 (※一部例外の業種あり)	1/2	170万円以内	・店舗賃借料は月額5万円以内 ・改装費は50万円以内 ・広告料は60万円以内 ・店舗賃借料、需用費、役務費の合計は120万円以内

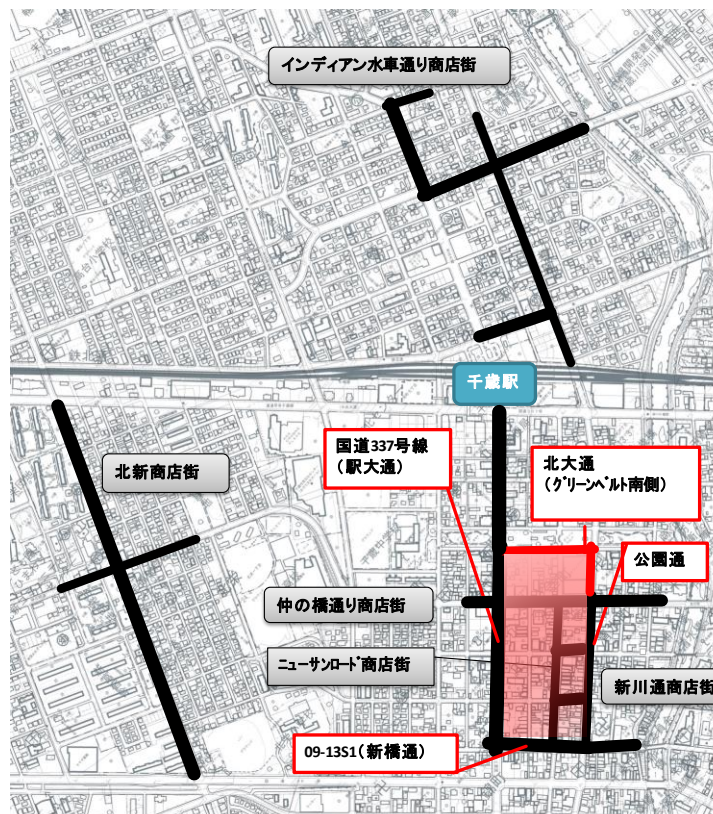
(3) 対象となる経費

補助対象経費
①店舗賃借料 ②需用費（印刷製本費に限る） ③役務費（通信運搬費、広告料、手数料及び筆耕翻訳料に限る） ④改装費（建物に附合する工事費。ただし、厨房機器や冷蔵庫などの移動可能な備品類は除く）

(4) 対象となる空き店舗

中心商店街（仲の橋通商店街、新橋通商店街、ニューサンロード商店街、新川通商店街、北新商店街、インディアン水車通商店街、駅前通振興会）の区域、または四方を国道337号線（駅大通）、市道北大通（グリーンベルト南側）、市道公園通及び市道09-13南1号道路（新橋通り）で囲まれた区域において店舗又は事務所の用に供していた建物の全部若しくは一部であって、賃貸が可能であるもの。

【対象エリア図】



【千歳市 HP】



※中心商店街等空き店舗利用促進事業補助金の詳細は、千歳市 HP にてご確認ください。

【お問合せ先】千歳市産業振興部主幹（産業政策担当）TEL：0123-24-0116